

平成15年度化学物質排出量・移動量の集計結果の概要（秋田県分）

- ・平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）に基づき、「P R T R制度」（化学物質排出移動量届出制度）が導入され、人の健康や動植物に有害性のある354種類の化学物質について、毎年度、事業者は環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握し県を經由して届出を行い、国はその集計結果及び届出対象外の排出量の推計結果を集計し、公表することとされており、平成14年度から届出が始まりました。
- ・今回の集計結果は、平成15年度に事業者が把握した排出量・移動量について、平成16年4月1日から6月30日までの間に行われた届出を取りまとめたものであり、法施行後、第3回目の公表となるものです。
- ・今回届出のあった事業所は全県で540（492*）であり、届出のあった事業所からの排出量は11,550トン（12,180トン*）で全国比4.0%、移動量は1,248トン（1,108トン*）で全国比0.5%、排出量・移動量の合計12,798トン（13,288トン*）で全国比2.4%でした。
（* 平成14年度の集計結果）
【参考 全国集計】事業所数41,079（34,497*）、排出量290,508トン（289,873トン*）、移動量239,556トン（210,117トン*）、合計530,064トン（499,990トン*）
- ・今回、届出要件が、対象化学物質の取扱量において、年間5トン以上から1トン以上に引き下げられたことにより、全国的には、排出量、移動量ともに若干増加しています。秋田県の場合は、非鉄金属製造業等による鉱さい等残さの事業所内埋立処分が797トン減少したことにより、排出量合計が減少しました。
- ・届出排出量の多い上位5物質は、鉛及びその化合物、砒素及びその無機化合物、アンチモン及びその化合物、トルエン、塩化メチレンの順となっています。鉛及びその化合物、砒素及びその無機化合物、アンチモン及びその化合物の排出は非鉄金属製造業による鉱さい等残さの事業所内埋立処分が主で、これら3物質で県の届出排出量の約88%を占めています。
- ・また、国が推計を行った秋田県の届出対象外の排出量（対象業種からの届出対象外の排出量、非対象業種からの排出量、家庭からの排出量、自動車などの移動体からの排出量）は、3,688トンで全国比1.1%でした。【参考 全国集計 341,803トン】
- ・なお、全国の集計結果は、本日経済産業省・環境省が公表しています。

注 平成14年度データについては、昨年の公表後に提出された変更届出に基づき修正したものを使っています。
表内の合計（排出量・移動量・比率）は端数処理の関係上、各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合があります。